

平成 25 年 5 月 16 日

インターネット販売でのテレビ電話の義務化・ 特定の医薬品のネット販売禁止に関する問題について

特定非営利活動法人日本オンラインドラッグ協会

消費者と薬剤師との「対面販売の原則」を前提とする次の規制には、規制の必要性和手段の合理性が認められないと考える。

テレビ電話を通じたやりとりの義務付けについて

- テレビ電話によって情報提供をしなければ副作用リスクが著しく高まることを示すデータは確認されていない。ウェブ画面、メール、電話を通じて、薬剤師による副作用リスクの低減のための情報提供は可能である。
- 現在十分に普及しているとはいえテレビ電話を義務化すれば、環境的理由・身体的理由等によってテレビ電話を利用できない者にとっては、ネット販売という有用な医薬品の入手手段が奪われることになる。
- テレビ電話を義務化するのであれば、必要性和合理性を支える立法事実・薬局・店舗や購入者の利益侵害を考慮してもなおテレビ電話を通じて副作用を有意的に減らせることを証明しなければならない。
- テレビ電話の義務化が必要であるという解釈は、薬事法36条の6第4項と矛盾する。仮にそれほど危険性のあるものならば、店舗における対面販売の場合に、使用者ではなく代理人が購入することや、使用者自身であっても未だ症状が出ていないときに常備薬目的で購入することを認めている現行制度を改めることとしなければ整合性がとれないと考える。
- 省令によるテレビ電話を義務化は、薬事法の授權を欠く違法無効なものである。先の最高裁判決は、現行薬事法は店舗における販売・情報提供を対面に限定していないことを明示しているためである。国会でもテレビ電話に限ってネット販売を認めるといった議論はなされていない。

新薬事法36条の5及び36条の6は、いずれもその文理上は郵便等販売の規制並びに店舗における販売、授与及び情報提供を対面で行うことを義務付けていないことはもとより、その必要性等について明示的に触れているわけでもなく、(中略)また、新薬事法の他の規定中にも、店舗販売業者による一般用医薬品の販売又は授与やその際の情報提供の方法を原則として店舗における対面によるものに限るべきであるとか、郵便等販売を規制すべきであるとの趣旨を明確に示すものは存在しない。【H25.1.11.

第一類医薬品の一部のネット販売を禁止することについて

- 第一類医薬品のうち販売開始から原則として4年以内のいわゆるスイッチ OTC・ダイレクト OTC（「スイッチ OTC 等」という）は、一般用医薬品としてのリスクが明らかになっていないため、店舗における対面販売であってもネット販売であっても、薬剤師が未知のリスクを防止するための情報提供を行うことはできない。よってこれを理由にネット販売を禁止することには必要性も合理性も認められない。
- 一般用医薬品としての使用経験が短い医薬品は、販売時の情報提供以上に販売後の情報収集が重要である。ネット販売であれば、顧客情報や購入履歴を記録しており、一般用医薬品としての安全性評価の確立のために必要な情報の集積にいっそう寄与することができると思う。

以上